

女性活躍推進法、次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境整備を整え、女性職員の個性と能力が十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2.内容

目標 1. 育児休業を取得、又は子育てを行う全労働者が就業を継続し、活躍できる体制をつくり、さらに昇格意欲の喚起、管理職に必要なマネジメント能力習得により、女性活躍の場の創出を図るべく管理的地位(代理職以上)の女性人員を10人とする。

<対策>

- ・令和4年4月～ 金庫の全役職員に対し、研修計画に基づく庫内研修の実施、外部研修への派遣により、女性職員のスキルアップを図る。また、キャリアやスキルに応じた資格取得を支援する。
- ・令和7年度 代理職以上10人を達成。
以降、更なる増加を図る。

目標 2. 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- ・令和4年4月～当金庫の年次有給休暇計画付与（夏3日、冬2日）制度、及び連続有給休暇取得の制度の更なる周知を図り、年次有給休暇の取得状況を個別管理表にて管理する。
- ・令和4年4月～部店長会等会議の場で年次有給休暇取得促進のための取得状況を報告し意識を醸成する。